

横芝光町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域における猫に起因する地域問題の減少を図ることを目的として地域猫活動を行う団体に対し、予算の範囲内において交付する横芝光町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）に関し、横芝光町補助金等交付規則（平成18年横芝光町規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主又は所有者がいない猫をいう。
- (2) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている飼い主のいない猫のことをいう。その地域にあった方法で管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌、ふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化等の地域のルールに基づいて適切に管理し、これ以上数を増やさず一代限りの生を全うさせる猫をいう。
- (3) 地域猫活動 地域住民が主体となり、ボランティアと協働して実施する地域猫に関する活動のことをいう。
- (4) 地域猫活動団体 地域猫活動を行うことを目的として設立された団体をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 獣医師による猫の生殖を不能とし、かつ、目印とし

て雄は右耳、雌は左耳の先端をV字型に切除する手術をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、同一でない世帯の3名以上により構成された団体であること。ただし、同一家屋に居住する者は同一世帯とみなす。
- (2) 町内で地域猫活動を行う者であること。
- (3) 地域猫の管理を行う場所（給餌場等を含む。以下「活動場所」という。）の土地所有者又は土地管理者の同意を得ていること。
- (4) 活動地域及び周辺の住民に対し、継続的に活動の趣旨、内容等の周知を行い、理解を得るよう努めていること。
- (5) 補助金の交付申請をする日の属する年度（以下「申請年度」という。）において、次条に規定する手術を受けさせ、その費用を負担すること。

(補助対象となる手術)

第4条 補助金の交付対象となる手術は、町内に生息する飼い主のいない猫に対し、申請年度内に実施した不妊・去勢手術とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の対象は、地域猫の不妊・去勢手術に要した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の額は、1匹当たり雄は6,000円、雌は1万円を限度とする。

3 一つの団体につき、申請年度内において10匹を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、横芝光町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（別記第1号様式）により、町長に申請するものとする。

2 交付の申請期限は、申請年度の12月28日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）までとする。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧
- (2) 申請団体構成員名簿
- (3) 地域猫活動地域を示す図面（給餌場、トイレ等の位置を図に示したもの）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、必要に応じ現地調査を行うことにより補助金交付の可否を決定するとともに、横芝光町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難

になったときは、速やかにその理由及び遂行状況を町長に報告し、その指示を受けること。

（実績報告書）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、不妊・去勢手術を完了した日から起算して30日以内又は交付決定日の属する年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、横芝光町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 不妊・去勢手術を受けた地域猫の一覧表及び写真（不妊・去勢手術がされていることを確認できるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じて現地調査等を行うことにより内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、横芝光町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付確定通知書（別記第4号様式）により、当該報告書を提出した申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた申請者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は町長が定める日のいずれか早い日までに、横芝光町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 1 2 条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定後の報告)

第 1 3 条 この告示に基づき補助金の交付を受けた申請者は、町長から地域猫活動による実情や効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力するものとする。

(免責)

第 1 4 条 町長は、地域猫活動に関連して生じた事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。